

2 体制確立・情報共有 に関する事項

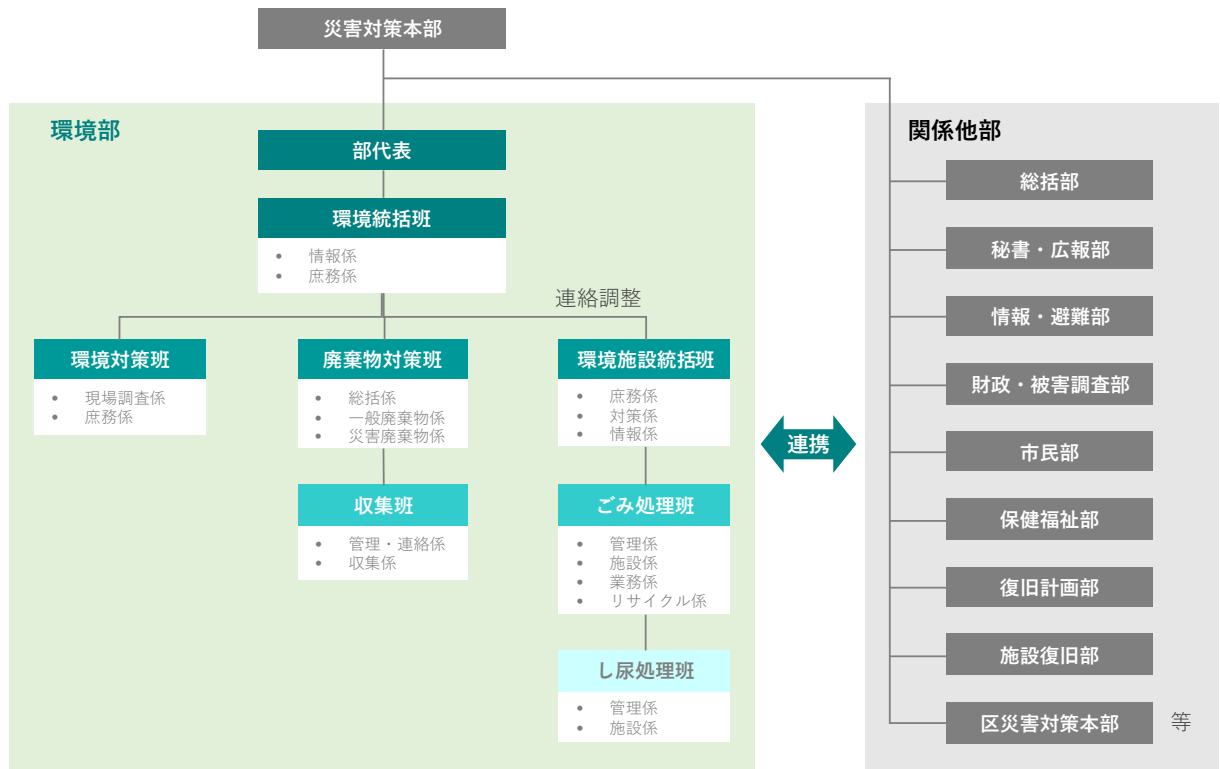
2-1 組織体制の確立

1. 組織体制・指揮命令系統

■ 組織体制

発災後は災害対策本部の下に以下の組織体制を早期に確立する。

図4 発災後の組織体制



■ 各所管の業務内容

さいたま市地域防災計画に基づき、各班の担当区分において実施する業務内容を以下に示す。
 なお、関係他部の業務内容は例示列举であり、各部・各班の業務内容の詳細は、さいたま市地域防災計画（資料編）に基づく。

表 5 (1) 環境部の業務内容（その1）

| 班・担当区分 | 業務内容 |
|---|---|
| 環境統括班 ・情報係 ・庶務係 | ① 部内職員の動員及び配置調整に関する事 ② 災害対策本部員会議、部内の活動状況等に係る部内各班との連絡調整に関する事 ③ 部内各施設の被害状況調査、応急復旧及び応急利用に関する事 ④ 部内他班の応援に関する事 |
| 環境対策班 ・現場調査係 ・庶務係 | ① 有害物質等取り扱い施設の情報収集、提供、調査及び指導に関する事 ② 有害物質（放射性物質を含む）等による汚染状況等の調査及び報告に関する事 ③ 災害による大気汚染対策及び水質汚濁対策に関する事 ④ 県及び関係団体との連絡調整に関する事 |
| 廃棄物対策班 ・総括係 ・一般廃棄物係 ・災害廃棄物係 | ① 災害廃棄物、がれき及び生活ごみ等の収集運搬の総合計画の企画立案及び統括に関する事 ② がれき処理に関する災害廃棄物の環境汚染防止処置に関する事 ③ 災害廃棄物等の施設への搬入に係る環境施設統括班との連絡調整に関する事 ④ 清掃事業者等との連絡調整に関する事 ⑤ 災害時における避難所等を含む、し尿の収集及び運搬に関する事 ⑥ 応急仮設トイレの借上げと撤去に関する事（ポータブルトイレの処理を除く） ⑦ 災害廃棄物及びがれき等のリサイクル計画に関する事 |
| 収集班 ・管理・連絡係 ・収集係 | ① 災害廃棄物・がれき及び生活ごみ等の収集運搬に関する事 ② 災害廃棄物及びがれき等のリサイクルに関する事 ③ 所管車両の保全に関する事 ④ 拠点備蓄倉庫備蓄物資の配送における経済統括班への支援に関する事 |

表5(1) 環境部の業務内容(その2)

| 班・担当区分 | 業務内容 |
|---|---|
| 環境施設統括班 ・庶務係 ・対策係 ・情報係 | ① 部内各施設の復旧及び利用に係る総合計画の企画立案及び統括に関すること ② 部内各班の応援に関すること ③ 災害廃棄物及びがれき等の仮置場（ごみ集積所を一次仮置場とする場合を除く）の確保に関すること ④ がれき処理に関する災害廃棄物の環境汚染防止処置に関すること ⑤ 最終処分場における災害廃棄物及びがれき等の処理に関すること ⑥ 桜環境センターにおける災害廃棄物及びがれき等の処理に関すること |
| ごみ処理班 ・管理係 ・施設係 ・業務係 ・リサイクル係 | ① 災害廃棄物、がれき及び生活ごみ等の処理に関すること ② 災害廃棄物及びがれき等のリサイクルに関すること ③ 所管車両の保全に関すること ④ 地元処理・リサイクル業者との連携に関すること ⑤ 被災者へのリサイクル品の管理及び被災者への提供に関すること ⑥ 配送に係る経済統括班との連絡調整に関すること ⑦ 部内各班の応援に関すること |
| し尿処理班 ・管理係 ・施設係 | ① 所管施設の被害状況の把握及び応急措置に関すること ② し尿の処理に関すること（ポータブルトイレの処理を除く） ③ 所管車両の保全に関すること ④ し尿処理に関する関係機関、近隣市町村、埼玉県への応援要請に関すること |

表 5 (2) 関係他部の業務内容 (例)

| 関係他部 | 業務内容 |
|---------------|--|
| 総括部 | 本部班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部の設置及び廃止に関すること ・ 国、県との連絡調整に関すること ・ 県、他の地方公共団体に係る応援・受援要請の調整に関すること ・ 災害救助法の適用・実施に関すること ・ 災害救助法に関する情報の収集及び埼玉県への報告に関すること ・ 九都県市応援調整本部への従事に関すること 総務班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部員会議、部内の活動状況等に係る部内各班との連絡調整に関すること ・ 罹災証明の発行に係る統括に関すること 職員班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の動員計画及び配置に係る調整に関すること 研修センター班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援隊の宿舎（職員研修センター含む）の確保及び運用に関すること |
| 秘書・広報部 | 広報班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 報道機関に対する情報提供、協力要請及びその他の連絡に関すること ・ あらゆる媒体を用いた災害情報の提供に関すること 広聴班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民からの通報、問合せ対応及び回答に関すること ・ コールセンターとの連携に関すること |
| 情報・避難部 | 情報統括班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の収集及び整理・分析に関すること ・ 災害復興のための総合調整に関すること 東京事務所班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、各省庁からの情報収集に関すること 避難班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の開設及び閉鎖状況の把握に関すること ・ 避難者情報のとりまとめ及び避難者への情報発信の統括に関すること (帰宅困難者含む) |

表5(2) 関係他部の業務内容(例)

| 関係他部 | 業務内容 |
|-----------------|---|
| 財政・被害調査部 | 財政統括班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害予算の編成及び財源対策に関すること 用地管財班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保有地の応急利用に関すること 契約・物資受入班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧及び復興に関する工事の契約に関すること ・ 応急復旧及び復興工事に係る工事担当者との連絡調整に関すること 調査統括班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 罹災台帳の作成等に必要な被災家屋調査の調査方法等の具体的な対応を含め、総合調整に関すること ・ 被災家屋調査に係る研修・教育に関すること |
| 市民部 | ボランティア統括班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体との連携による災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること ・ 社会福祉協議会との連携によるボランティアの統括に関すること ・ 市内におけるボランティア活動の状況の把握に関すること ・ 自治会連合会との連携に関すること 消費生活相談班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の消費生活相談に関すること 区政推進班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 区統括班からの災害に関する状況（避難所を除く）の把握に関すること |
| 保健福祉部 | 医療衛生統括班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地における感染症予防の統括に関すること 生活衛生統括班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防疫活動の統括に関すること 保健所班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防疫活動の連絡調整に関すること 健康科学班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症、食品、環境等に係る検査等に関すること |

表 5 (2) 関係他部の業務内容 (例)

| 関係他部 | 業務内容 |
|--------------|--|
| 復旧計画部 | 都市計画統括班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市復興計画に関すること ・ 被災宅地危険度判定に関すること ・ 被災宅地危険度判定に係る復旧計画部各班及び施設復旧部その他への協力要請に関すること 公園対策班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災宅地危険度判定における実施本部の判定拠点設置に関すること 都市開発応援第1班・第2班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域内の被害状況調査及び応急復旧工事に関すること |
| 施設復旧部 | 建設統括班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送計画における輸送道路の確保に関すること ・ 土木関係業者との連絡調整に関すること ・ 被災宅地危険度判定における復旧計画部への支援に係る部内職員の動員に関すること 建築班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災建築物応急危険度判定に関すること ・ 震災建築物被災度区分判定に関すること ・ 建築関係業者との連絡調整に関すること ・ 被災住宅の応急修理に関すること 下水道統括班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設の被害状況及び応急復旧状況の統括に関すること ・ 復旧活動に係る庶務に関すること 下水道第1班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国等関係機関との連絡調整に関すること ・ 下水道施設の緊急点検に関すること ・ 下水道台帳の出図に関すること 下水道第2班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木・設備等関係業者との連絡調整に関すること ・ 所管施設の被害状況調査及び応急復旧措置に関すること ・ 所管施設の復旧計画に関すること |

表5(2) 関係他部の業務内容(例)

| 関係他部 | 業務内容 |
|-----------------------|--|
| <p>施設復旧部</p> | <p>土木復旧班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共土木施設の被害状況調査及び応急措置に関すること ・ 道路障害物の除去に関すること ・ 土木関係業者との連絡調整に関すること <p>河川復旧班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路施設の被害状況の把握及び応急措置に関すること <p>建築復旧班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災建築物応急危険度判定に関すること <p>下水道復旧班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設の被害状況の調査及び応急措置に関すること |
| <p>区災害対策本部</p> | <p>区統括班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区災害対策本部の事務局に関すること ・ 区の災害対策の総括に関すること ・ 罹災証明の受付及び発行に関すること <p>市民窓口班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区民情報センターの開設、運営、閉鎖に関すること ・ 各種情報の収集・集約に関すること <p>くらし応援班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区域内の災害廃棄物、がれき及び生活ごみの処理等の相談に関すること ・ 被災者の総合相談窓口の開設、受付、整理及び受付簿作成に関すること ・ 被災地域内の消毒の実施に関すること <p>被害調査班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者及び家屋の被害状況の調査並びに記録に関すること ・ 調査結果の取りまとめ及び罹災台帳の作成に関すること <p>区保健班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地における防疫活動に関すること |

2. 情報収集・連絡

災害対策を迅速・円滑かつ的確に実施するため、関東地方環境事務所や埼玉県等の関係行政機関、廃棄物処理業者等の民間事業者等、各主体との連携体制をあらかじめ構築しておく。

図 5 情報収集・連絡体制図

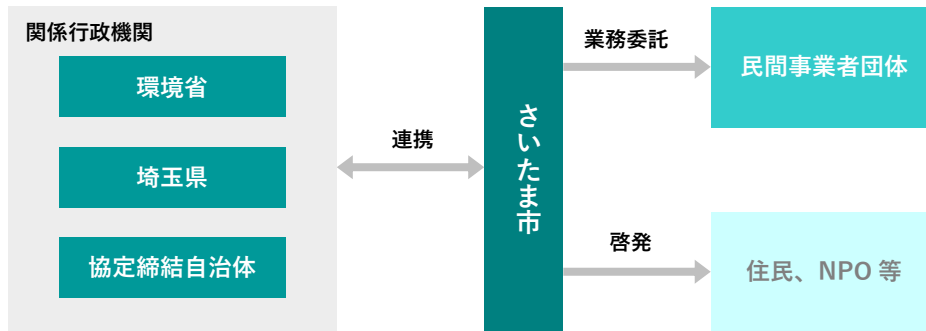


表 6 各主体との情報収集・連絡内容

| 連携主体 | 情報収集・連絡内容 | 具体内容（例） |
|--------------------|-------------------------|---|
| 環境省 (関東地方環境事務所) | 関東ブロック災害廃棄物対策行動計画に基づく連携 | ・被災区市町村からの被害情報 ・被災区市町村からの応援要請 ・環境省や D.Waste-Net から構成される先遣隊が収集する情報 等 |
| | 災害等廃棄物処理事業に関する事項 | ・災害報告書 ・災害査定 等 |
| 埼玉県 | 支援の要請 | ・広域処理の調整 ・関係団体による支援の調整 ・事務委託の要請 等 |
| | 被災状況の連絡 | ・災害時の廃棄物発生量の推計 ・処理の見通し 等 |
| 協定締結自治体等 | 支援の要請 | ・行政人員に関する支援の要請 ・資機材等の支援の要請 等 |
| | 支援の必要性の確認（締結主体の被災時） | ・被災状況の確認 ・必要となる支援内容の確認 等 |
| 民間事業者団体 | 支援の要請 | ・処理の業務委託 ・処理に要する資機材の調達 等 |
| 住民、NPO等 | 災害時の廃棄物処理に関する情報の通達 | ・仮置場設置場所 ・分別区分、収集方法 ・思い出の品の取り扱い 等 |
| | 被災情報や要望の収集 | ・有害物質等の発生情報 ・被災建物の撤去等 等 |

2-2 関係主体との連携

1. 住民・事業者への情報提供に基づく協力体制の確立

災害時におけるごみの排出・収集運搬方法、仮置場の開設・閉鎖、市内処理施設の稼働状況等、住民や事業者が必要とする情報について、様々な媒体を活用して積極的に周知・広報を行い、協力体制を確立する。また、住民や事業者が災害時の廃棄物やその処理に関して知識を醸成できるように平時より積極的に普及啓発を行う。

■ 発災後の留意点

- 被災地における生活環境の保全、迅速・円滑かつ適正な災害時の廃棄物処理の推進のため、住民や事業者に対して効率的に情報伝達が行えるよう、関係他部（総括部、秘書・広報部）と協議の上、様々な媒体を活用して積極的に周知・広報を行い、協力体制を確立する。

表 7 情報提供を行う媒体と情報の内容（例）

| 情報提供の媒体（例） | 情報の内容 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ ・ 広報 ・ 回覧板 ・ FM ラジオ ・ テレビ ・ 行政防災無線 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の廃棄物の収集方法（戸別収集やステーション収集、仮置場への搬入） ・ 排出場所、排出可能期間・時間、排出方法（搬入券での管理等） ・ 分別の必要性、分別方法、分別の種類 ・ 家庭用ガスボンベ等の危険物、有害物質や有害物質含有廃棄物等の取扱方法 ・ 不法投棄、野焼き等の不適正処理禁止 ・ 便乗ごみの排出禁止 ・ 社会福祉協議会等のボランティア支援依頼窓口（連絡体制の確保） ・ ごみ出しが困難な障害者、高齢者への支援方法 ・ 最新情報の入手方法 ・ 災害時の廃棄物に関する問合せ先 ・ 住民からのよくある質問と回答 ・ 仮置場の設置状況や運営状況、搬入可能物 ・ 災害時の廃棄物の処理状況 等 |

■ 平時の留意点

- 災害時においては野焼き、不法投棄は違法行為にあたること、不適正な排出が迅速・円滑かつ適正な処理に支障をきたし、災害時の廃棄物処理の遅れにつながる事等について、平時から住民・事業者へ啓発しておくとともに、発災時に広報する内容の詳細や広報の手段等について検討・準備を進める。

2. 各種協定

発災後は、本市が締結している各種協定に基づき、関係主体と連携を図りながら、迅速・円滑かつ適正な災害時の廃棄物処理の推進に努める。また、平時から本計画や関係主体が実施する訓練等を通じて協定内容の点検・見直しを行う。

■ 発災後の留意点

- 各種協定に基づき、協定締結先に必要な支援を要請する。支援要請にあたっては、支援投入までに時間を要することも想定されるため、速やかに必要な支援を把握し、協定締結先に要請を行う。

■ 平時の留意点

- 過去の発災時の対応状況や全庁もしくは関係団体と定期的実施する訓練等の結果を踏まえ、協定内容の点検・見直しを行う。また、不備な点については、各種協定を所管している部と協議・調整し、適宜協定内容の見直しを行う。

表 8 災害時の廃棄物対策を中心とした協定

| 協定名 | 締結先 |
|---------------------|--------------|
| 災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定 | 埼玉県清掃行政研究協議会 |

表 9 自治体間における収集運搬車両等の提供や行政人員の派遣が期待される協定等

| 協定名 | 締結先 |
|-----------------------------------|---|
| 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定 | 埼玉県、埼玉県内全市町村 |
| 災害時の相互応援に関する覚書 | 埼玉県中央広域行政推進協議会 |
| 九都県市災害時相互応援に関する協定 | 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、相模原市 |
| 関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定 | 関西広域連合 |
| 災害時における相互援助に関する協定 (首都圏県都市長懇話会) | 水戸市、前橋市、宇都宮市、千葉市、甲府市、横浜市 |
| 21 大都市災害時相互応援に関する協定 | 21 大都市(札幌市、仙台市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市) |
| 災害時における相互応援に関する協定書 | 立川市 |
| 災害時における相互応援に関する協定書 | 福島市 |
| 災害時における相互応援に関する協定書 | 松戸市 |
| さいたま市と新潟市との危機発生時における相互応援に関する協定 | 新潟市 |
| 危機発生時における相互応援に関する協定書 | 那須塩原市 |

表 10 民間団体における収集運搬資機材等の支援が期待される協定

| 協定名 | 締結先 |
|-------------------------------------|---------------------------|
| 災害時における応急復旧業務に関する協定 (さいたま市建設業協会) | さいたま市建設業協会 |
| 災害時における物資等の輸送に関する協定書 (埼玉県トラック協会) | 埼玉県トラック協会、同大宮支部、浦和支部、岩槻支部 |

3. 協力・支援体制

発災後は「本市が被災した場合」、「本市が被災しなかった又は被災の程度が軽かった場合」の双方の視点から、既存の支援スキームを活用し、関係行政機関のほか民間事業者団体等と協力・支援体制を構築する。発災後の協力・支援体制を速やかに構築できるよう、平時より関係主体との連携体制を構築しておく。

また、本市は鉄道網・道路網が結節する東日本における交通の要衝であるという立地特性から関東圏で災害が発生した際は被災自治体の支援にあたって「応援拠点」としても支援することも想定し、必要な準備・検討を進める。

図 6 災害時における各主体との連携のあり方

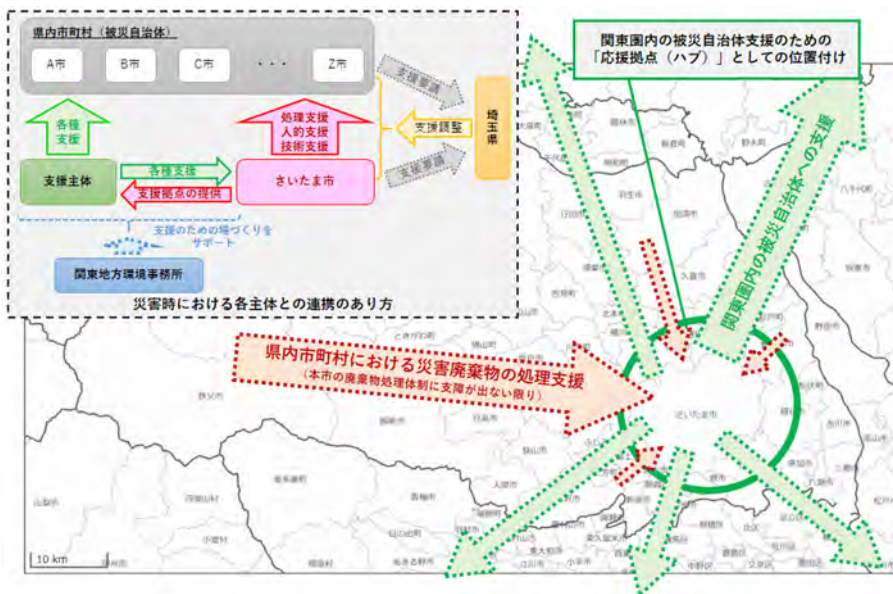
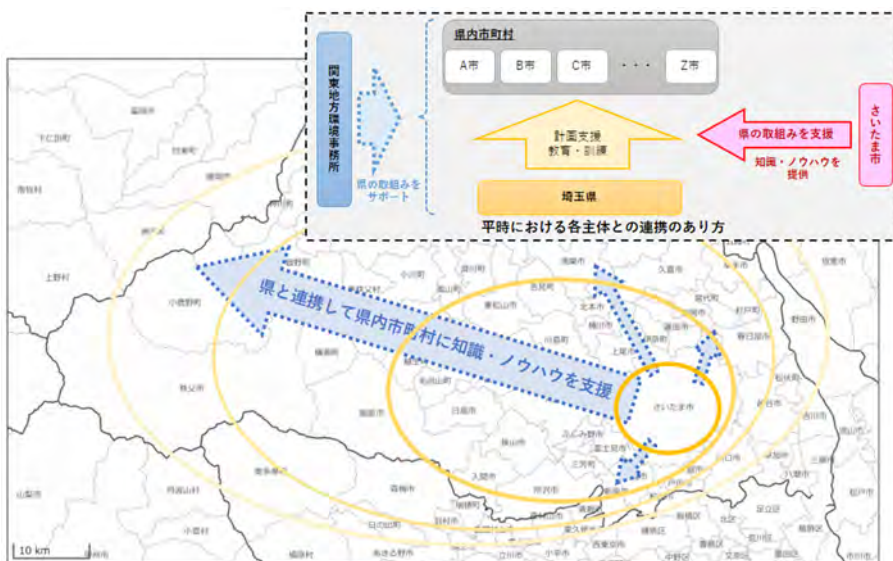


図 7 平時における各主体との連携のあり方



■ 発災後の留意点 | 本市が被災した場合

- 発災後は市内で被害の小さかった地域の収集運搬・処理に遅れが生じ、域内処理に支障が生じることも想定されることから、必要に応じ、埼玉県清掃行政研究協議会（以下、埼清研という。）で締結している相互支援協定や他の災害協定等に基づき、周辺市町村や民間事業者団体等と連携体制を構築する。
- 埼玉県全体で災害廃棄物処理を効率的に推進できるよう、域内の災害廃棄物処理に関する情報・ノウハウ等を埼玉県と共有し、必要に応じ、埼玉県が開催する説明会等で周辺市町村をはじめとした県内の被災自治体に提供する。
- 本市も含めた周辺市町村で連携すべき事項（人材・人員、ノウハウ、資機材、仮置場等）について、必要に応じ、関係者間で情報共有し、相互に不足するものを融通・調整する。
- 本市が所有する廃棄物処理施設や市内の産業廃棄物処理施設において、本市の廃棄物処理体制に支障が出ない限り、被災自治体で発生する災害廃棄物の処理に関して支援する。

■ 発災後の留意点 | 本市が被災しなかった又は本市の被災の程度が軽かった場合

- 県内・県外を問わず、本市から遠く離れた地域が被災した場合、関東ブロック協議会で策定する行動計画や災害協定等の枠組みに基づき、職員の派遣等、人的支援を実施する。また、被災自治体における災害廃棄物処理の円滑な推進のため、政令指定都市として有している技術的な知見・ノウハウ等を提供することで被災自治体を支援する。
- 本市が被災した場合と同様、本市が所有する廃棄物処理施設や市内の産業廃棄物処理施設において、本市の廃棄物処理体制に支障が出ない限り、被災自治体で発生する災害廃棄物の処理に関して支援する。
- 被災地支援の拠点としての市施設の活用、市施設での収集運搬等に係る支援部隊の受入れ等、周辺市町村及び関東地域ブロックの応援拠点としての役割を果たす。

■ 平時の留意点

- 関東地域ブロック協議会、九都県市首脳会議、埼清研等、既存の会議を活用し、定期的に災害時の廃棄物対策に関する情報やノウハウを蓄積するとともに、平時から関係主体と顔の見える関係を構築しておく。
- 埼玉県が実施する教育・訓練に積極的に参加し、本市における災害廃棄物対策の検討事例等を他市町村に紹介・共有する等、埼玉県が主導する県内市町村の計画策定支援や人材育成等の取り組みを支援する。また、同様の取り組みを関東ブロック協議会においても実施し、関東ブロック全体での災害廃棄物対策の底上げに寄与する。
- 埼清研等の場を活用し、県内市町村と災害時の廃棄物対策に係る連携体制・相互支援のあり方について協議する。また、埼清研の構成員の間で「災害廃棄物の処理に関する相互支援協定」の内容を検証し、発災後、効果的に機能するよう、必要に応じて、協定内容について見直しを図る。
- 災害時に周辺市町村及び関東地域ブロックの応援拠点としての役割を果たせるよう、被災地支援の拠点としての市施設の活用可否、市施設での収集運搬等に係る支援部隊の受入れの可能性や体制整備等について検討する。
- 埼清研や他の会議等の場を活用し、本市も含めた周辺市町村で連携すべき事項（人材・人員、ノウハウ、資機材、仮置場等）について、関係者間で情報共有し、相互に不足するものの融通や調整事項等について検討する。
- 発災後における処理支援を見据え、本市が所有する廃棄物処理施設や市内の産業廃棄物処理施設における処理能力や年間処理量等のデータを整理し、定期的に埼玉県と共有する。

表 11 連携が必要な主体と各主体と協議・調整・検討が必要な事項の例

| 連携が必要な主体 | 各主体と協議・調整・検討が必要な事項（例） |
|-----------------------|---|
| 周辺市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村で不足する事項（人材・人員、ノウハウ、資機材、仮置場等）についての情報共有 ・ 上記の不足する事項や必要な支援に関する融通や調整等に関する協議 |
| 埼玉県清掃行政研究協議会 県内市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「災害廃棄物の処理に関する相互支援協定」の内容の検証（必要に応じ見直し） ・ 災害時の廃棄物対策に係る定期的な情報交換 |
| 埼玉県 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内産業廃棄物処理施設の処理能力や年間処理量等に関する情報共有方法の検討 ・ 支援部隊の受入れや支援調整に関する役割分担等についての協議 ・ 災害時の廃棄物対策に係る定期的な情報交換 |
| 国 （関東地方環境事務所） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「応援拠点」としての位置付けに関する行動計画への反映についての協議 ・ 支援部隊の受入れや支援調整に関する役割分担等についての協議 |
| 民間事業者団体 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当窓口の確認 ・ 既存の災害協定の内容の検証（必要に応じ見直し・収斂化） |

Column ▶ D.Waste-Net とは

発災時と平時の各局面において、以下の機能・役割を有する「人的な支援ネットワーク」

| 災害時の機能・役割 | 平時の機能・役割 |
|---|--|
| <p>初動・応急対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家・技術者の派遣による処理体制の構築、片付けごみ等の排出・分別方法の周知、仮置場の確保・管理運営、悪臭・害虫対策等に関する現地支援 ・ 一般廃棄物関係団体による被災自治体へのごみ収集車や作業員の派遣等による収集運搬・処理に関する現地支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体による災害廃棄物処理計画等の策定や人材育成、防災訓練等への支援 ・ 災害時の廃棄物対策に関するそれぞれの対応の記録・検証、知見の伝承 ・ D.Waste-Net メンバー間での交流・情報交換等を通じた防災対応力の維持・向上 |
| <p>復旧・復興対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家・技術者による被災状況等の情報及び災害廃棄物量の推計、災害廃棄物処理実行計画の策定、中間処理・最終処分先の確保等に対する技術支援 ・ 関係団体等による災害廃棄物処理の管理・運営、広域処理の実施スキームの構築、施設での受入れ調整等の処理等に係る支援 | |

図 8 災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net) による支援スキーム

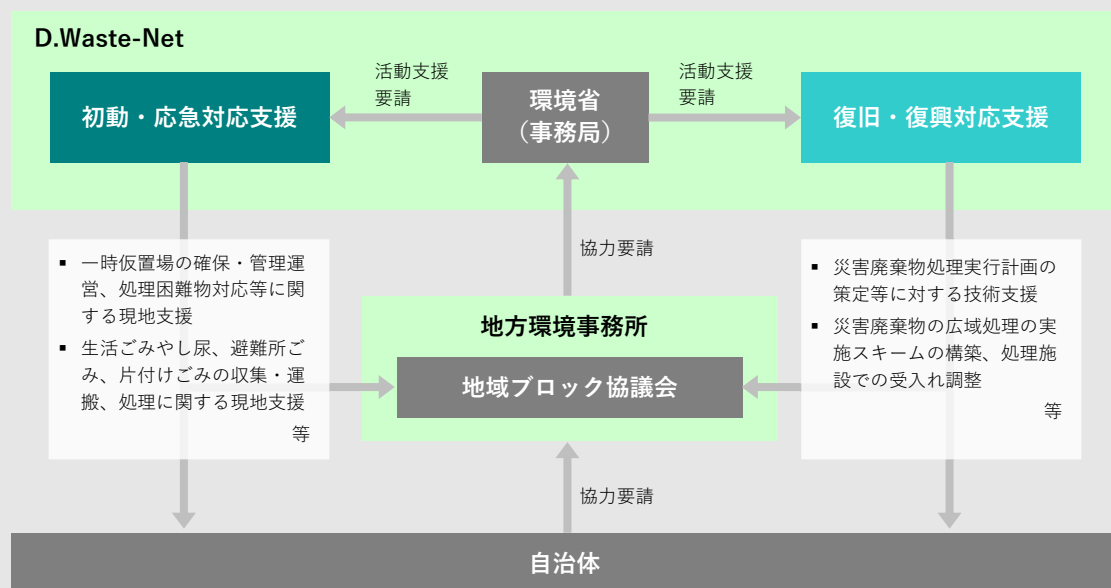
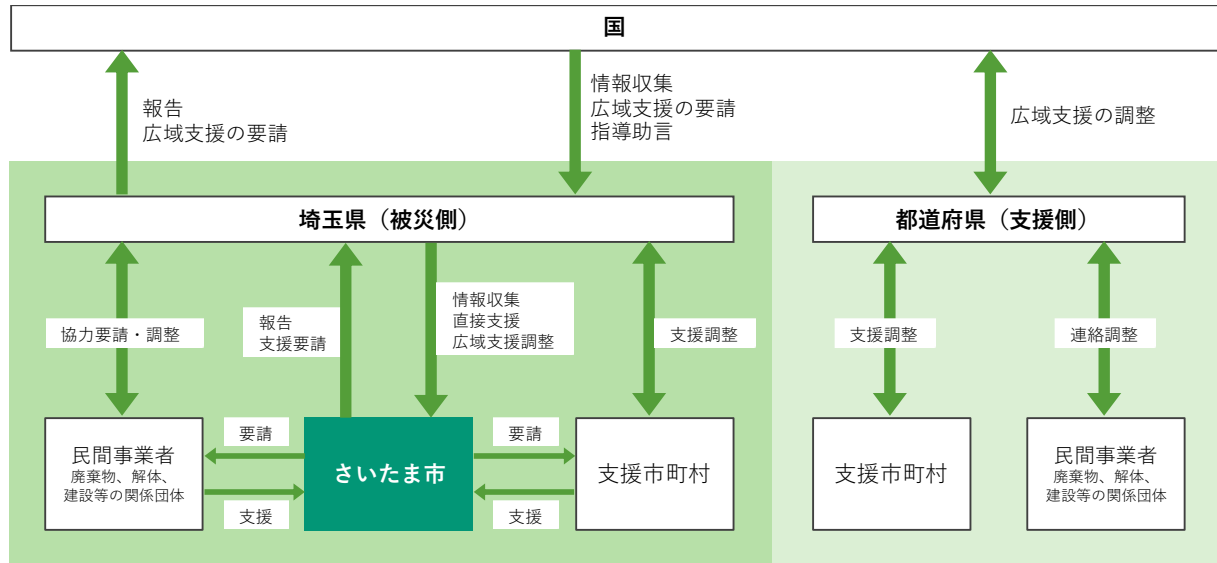
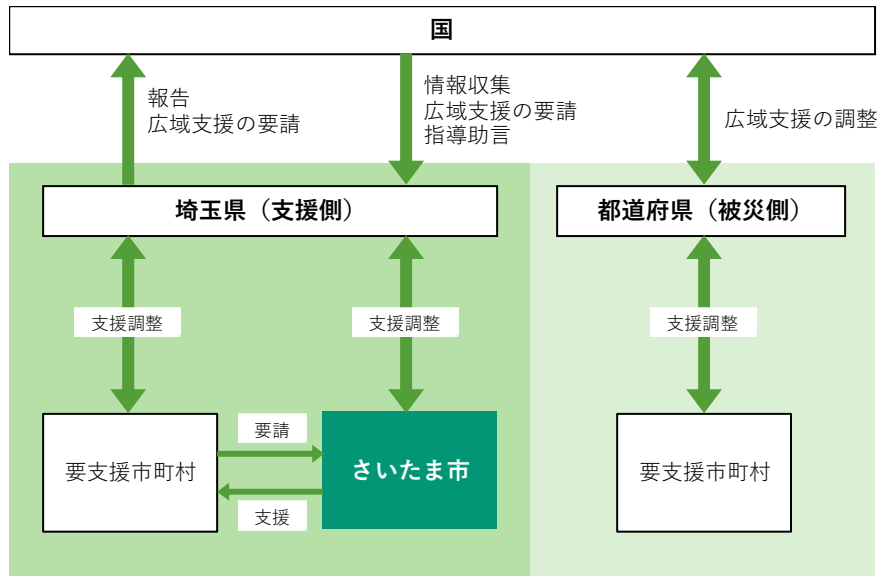


図9 県内及び県外との協力・支援体制（イメージ）

本市が受援する場合の協力支援体制



本市が支援する場合の協力・支援体制



資料 埼玉県災害廃棄物処理指針（埼玉県 平成29（2017）年3月）を基に作成

4. 受援体制

「本市が被災した場合」は、既存協定や相互支援の枠組み等に基づき、様々な主体からの支援が想定されるため、人的・物的支援を受け入れるための受援体制を発災後早期に構築する。

想定される受援メニュー及び支援主体を以下に示す。各主体からの支援を最大限活用できるよう、平時から主体ごとの受援メニューの整理、調整方法等について検討しておく。

■ 発災後の留意点

- 他自治体からの支援は、支援に入るまでに一定の時間がかかることを踏まえ、対応事項に優先順位をつけ、受援体制を構築する。

支援に入るまでの手続き例

- ① 支援に入るための手続・調整
- ② 支援のための準備（資機材手配、宿泊場所、被災地での移動手段等の確保）

■ 平時の留意点

- 支援側が速やかに業務に着手できるよう、平時から主体ごとの受援メニューを整理するほか、各受援メニューの留意点等について検討しておく。

表 12 想定される受援メニューおよび支援主体

| 受援メニュー（例） | | 学識経験者 | 他自治体 | 事業者団体 民間事業者 | NGO/NPO ボランティア |
|-----------|--------------------|-------|------|----------------|-------------------|
| 総合調整 | 対応方針検討、各種業務調整等 | | ○※1 | | |
| 実行計画作成 | 実行計画作成の補助等 | | ○※1 | ○※1 | |
| 設計・積算 | 発注に係る設計・積算補助等 | | ○※1 | | |
| 契約 | 契約事務補助等 | | ○※1 | | |
| 書類作成 | 災害報告書、査定資料等の作成補助等 | | ○※1 | | |
| 収集運搬 | 生活ごみ等の収集運搬、分別作業等 | | ○ | ○ | ○ |
| 情報収集 | 発災後の対応状況等に係る情報収集 | | ○ | | |
| 仮置場管理 | 仮置場における管理状況の監督等 | | ○ | ○ | |
| 現地確認 | 避難所や仮置場等の状況に係る情報収集 | | ○ | | ○※2 |
| 窓口対応 | 窓口問合せ対応等 | | ○ | | |
| 広報 | 住民への広報（分別等） | | | | ○ |

※1 専門的な知識や過去の経験を有する者

※2 避難所におけるごみの分別指導等